大阪府条例第　　　号

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改

正する条例

　大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （市町村が処理する事務の範囲等）  第二条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この条において「法」という。）第十九条第三項の規定による報告の受理に関する事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。）、町（島本町及び忠岡町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  ２　法、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「令」という。）及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百三号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第一号から第四号までに掲げる事務にあっては法第三十六条に規定する助産施設（以下この条において「助産施設」という。）、法第三十八条に規定する母子生活支援施設（以下この条において「母子生活支援施設」という。）、法第三十九条第一項に規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）及び児童館に係るものに限り、第五号から第七号まで、第十号及び第二十一号から第二十三号までに掲げる事務にあっては府以外の者の設置する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に係るものに限り、第十一号から第十五号までに掲げる事務にあっては法第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であって法第三十五条第三項の規定による届出若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この条において「認定こども園法」という。）第十六条の規定による届出をしていないもの又は法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（法第五十八条第一項の規定により児童福祉施設（法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）を除く。）若しくは法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）（以下この条において「認可外保育施設」という。）に係るものに限る。）であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、大東市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市の区域にあっては児童館に係る事務に限り、富田林市、太子町及び千早赤阪村の区域にあっては保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務に限り、四條畷市の区域にあっては助産施設及び母子生活支援施設に係る事務に限り、摂津市の区域にあっては助産施設、母子生活支援施設及び認可外保育施設に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  　一―二十三　（略）  第三条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この条において「法」という。）、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下この条において「政令」という。）、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号。以下この条において「省令」という。）及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―六　（略）  ２　法及び政令に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。）、町（島本町及び忠岡町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―十三　（略）  第五条　（略）  ２　法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町及び千早赤阪村の区域にあっては老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七に規定する老人福祉センター（以下この条において「老人福祉センター」という。）に係る事務に限り、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町及び河南町の区域にあっては老人福祉センター及び法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―六　（略）  第六条　老人福祉法（以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―九　（略）  ２　法並びに大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十四号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（定員二十九人以下のものに限る。）に係る事務に限る。）であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―八　（略）  ３　法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（大東市の区域にあっては、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設である施設に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―三　（略）  四　法第二十九条第九項の規定による報告の受理に関する事務  五　法第二十九条第十項の規定による公表に関する事務  六　法第二十九条第十一項の報告の徴収並びに同項の規定による質問及び立入検査に関する事務  七　法第二十九条第十三項の規定による命令に関する事務  八　法第二十九条第十四項の規定による命令に関する事務  九　法第二十九条第十五項の規定による公示に関する事務  十　法第二十九条第十六項の規定による通知に関する事務  十一　法第二十九条第十七項の援助に関する事務  第七条　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下この条において「法」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下この条において「令」という。）、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百七号。以下この条において「改正政令」という。）及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―六　（略）  ２　法第十三条第一項及び第三項、法第三十一条の六第一項及び第三項、法第三十二条第一項及び第二項並びに法附則第三条第一項及び第六条第一項の規定による資金の貸付けに係る相談及び指導（当該貸付けの申請前に行うものに限る。）に関する事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。）及び島本町の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。  第九条　介護保険法（以下この条において「法」という。）並びに大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十五号）及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十六号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第一号及び第二号に掲げる事務にあっては介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び介護療養施設サービス並びに介護老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除き、第三号、第四号、第十一号、第十三号から第二十二号まで及び第二十六号から第三十五号までに掲げる事務にあっては介護老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。）であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町（島本町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―三　（略）  四・五　（略）  六　法第七十条第七項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関する事務  七　法第七十条第八項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する事務  八　法第七十条第九項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加に関する事務  九　法第七十条第十項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の協議に関する事務  十　法第七十条第十一項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加に関する事務  十一―二十二　（略）  二十三　法第百十五条の二第四項（法第百十五の十一において読み替えて準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関する事務  二十四　法第百十五条の二第五項（法第百十五の十一において読み替えて準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する事務  二十五　法第百十五条の二第六項（法第百十五の十一において読み替えて準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加に関する事務  二十六―三十五　（略）  第十条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。）並びに大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百七号）及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百八号）及びその施行に関する事項を定めた規則並びに大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町（島本町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一　法第十一条第一項の規定による命令及び質問に関する事務（法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十八項に規定する計画相談支援に係るものに限る。）  二　法第十一条第二項の規定による命令及び質問に関する事務（法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十八項に規定する計画相談支援に係るものに限る。）  　三―二十三　（略）  第十一条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第四号及び第七号に掲げる事務にあっては、府以外の者の設置する法第二条第六項に規定する認定こども園に係るものに限る。次項第一号及び第三項第一号において同じ。）であって、大阪市及び堺市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。  一　法第三条第七項の規定による協議に関する事務  二　法第三条第十項の申請書の写しの受理に関する事務  三　法第三条第十二項の書類の受理に関する事務  四　（略）  五　法第二十九条第二項の書類の写しの受理に関する事務  六　法第二十九条第三項の書類の受理に関する事務  七　法第二十九条第四項の周知に関する事務  　八　法第三十条第二項の書類の写しの受理に関する事務  ２　法及び大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号。次項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、高槻市の区域に係るものは、高槻市が処理することとする。  一　前項第四号から第八号までに掲げる事務  二　法第三条第一項の認定に関する事務  三　法第三条第三項の認定に関する事務  四　法第七条第一項の規定による認定の取消しに関する事務  五　法第二十九条第一項の規定による届出の受理に関する事務  六　法第三十条第一項の規定による報告の受理に関する事務  七　法第三十条第三項の規定による報告の徴収に関する事務  ３　（略）  一　第一項第四号及び第七号に掲げる事務  二　前項第二号から第七号までに掲げる事務  三―十一　（略）  第十二条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下この条において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一・二　（略）  第十三条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号。以下この条において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一・二　（略） | （市町村が処理する事務の範囲等）  第二条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この条において「法」という。）第十九条第三項の規定による報告の受理に関する事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。）、町（島本町及び忠岡町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  ２　法、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「令」という。）及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百三号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第一号から第四号までに掲げる事務にあっては法第三十六条に規定する助産施設（以下この条において「助産施設」という。）、法第三十八条に規定する母子生活支援施設（以下この条において「母子生活支援施設」という。）、法第三十九条第一項に規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）及び児童館に係るものに限り、第五号から第七号まで、第十号及び第二十一号から第二十三号までに掲げる事務にあっては府以外の者の設置する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に係るものに限り、第十一号から第十五号までに掲げる事務にあっては法第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であって法第三十五条第三項の規定による届出若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この条において「認定こども園法」という。）第十六条の規定による届出をしていないもの又は法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（法第五十八条第一項の規定により児童福祉施設（法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）を除く。）若しくは法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）（以下この条において「認可外保育施設」という。）に係るものに限る。）であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、大東市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域にあっては児童館に係る事務に限り、富田林市、太子町及び千早赤阪村の区域にあっては保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務に限り、四條畷市の区域にあっては助産施設及び母子生活支援施設に係る事務に限り、摂津市の区域にあっては助産施設、母子生活支援施設及び認可外保育施設に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  　一―二十三　（略）  第三条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この条において「法」という。）、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下この条において「政令」という。）、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号。以下この条において「省令」という。）及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―六　（略）  ２　法及び政令に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。）、町（島本町及び忠岡町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―十三　（略）  第五条　（略）  ２　法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町及び千早赤阪村の区域にあっては老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七に規定する老人福祉センター（以下この条において「老人福祉センター」という。）に係る事務に限り、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町及び河南町の区域にあっては老人福祉センター及び法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―六　（略）  第六条　老人福祉法（以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―九　（略）  ２　法並びに大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十四号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（定員二十九人以下のものに限る。）に係る事務に限る。）であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―八　（略）  ３　法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（大東市の区域にあっては、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設である施設に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―三　（略）  四　法第二十九条第九項の報告の徴収並びに同項の規定による質問及び立入検査に関する事務  五　法第二十九条第十一項の規定による命令に関する事務  六　法第二十九条第十二項の規定による公示に関する事務  第七条　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下この条において「法」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下この条において「令」という。）、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百七号。以下この条において「改正政令」という。）及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―六　（略）  ２　法第十三条第一項及び第三項、法第三十一条の六第一項及び第三項、法第三十二条第一項及び第二項並びに法附則第三条第一項及び第六条第一項の規定による資金の貸付けに係る相談及び指導（当該貸付けの申請前に行うものに限る。）に関する事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。）及び島本町の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。  第九条　介護保険法（以下この条において「法」という。）並びに大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十五号）及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十六号）及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十七年大阪府条例第二十六号）附則第二条及び第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及びその施行に関する事項を定めた規則並びに大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年大阪府条例第百三十六号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第一号及び第二号に掲げる事務にあっては介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに介護老人保健施設により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除き、第三号、第五号、第九号、第十一号から第二十号まで及び第三十二号から第四十一号までに掲げる事務にあっては介護老人保健施設により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。）であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町（島本町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一―三　（略）  四　法第四十六条第一項の規定による指定に関する事務  五・六　（略）  七　法第七十条第七項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の協議に関する事務  八　法第七十条第八項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加に関する事務  九―二十　（略）  二十一　法第七十九条の二第一項の指定の更新に関する事務  二十二　法第八十二条第一項の規定による届出の受理に関する事務  二十三　法第八十二条第二項の規定による届出の受理に関する事務  二十四　法第八十二条の二第一項の連絡調整及び援助に関する事務  二十五　法第八十三条第一項の規定による命令、同項の出頭の要求並びに同項の規定による質問及び立入検査に関する事務  二十六　法第八十三条の二第一項の規定による勧告に関する事務  二十七　法第八十三条の二第二項の規定による公表に関する事務  二十八　法第八十三条の二第三項の規定による命令に関する事務  二十九　法第八十三条の二第四項の規定による公示に関する事務  三十　法第八十四条第一項の規定による指定の取消し及び指定の効力の停止に関する事務  三十一　法第八十五条の規定による公示に関する事務  三十二―四十一　（略）  第十条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。）並びに大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百七号）及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百八号）及びその施行に関する事項を定めた規則並びに大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町（島本町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一　法第十一条第一項の規定による命令及び質問に関する事務（法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十六項に規定する計画相談支援に係るものに限る。）  二　法第十一条第二項の規定による命令及び質問に関する事務（法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十六項に規定する計画相談支援に係るものに限る。）  　三―二十三　（略）  第十一条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第四号及び第六号に掲げる事務にあっては、府以外の者の設置する法第二条第六項に規定する認定こども園に係るものに限る。次項及び第三項第一号において同じ。）であって、大阪市及び堺市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。  一　法第三条第一項の認定に関する事務  二　法第三条第三項の認定に関する事務  三　法第七条第一項の規定による認定の取消しに関する事務  四　（略）  五　法第二十九条第一項の規定による届出の受理に関する事務  六　法第二十九条第二項の周知に関する事務  七　法第三十条第一項の規定による報告の受理に関する事務  八　法第三十条第二項の規定による報告の徴収に関する事務  ２　法及び大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号。次項において「条例」という。）に基づく事務のうち、前項各号に掲げる事務であって、高槻市の区域に係るものは、高槻市が処理することとする。  ３　（略）  一　第一項各号に掲げる事務  二―十　（略）  第十二条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下この条において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一・二　（略）  第十三条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号。以下この条において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  一・二　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。